定期積金（スーパー積金）規定

新湊信用金庫

１．（掛金の払込み）

定期積金（以下「この積金」といいます。）は、証書（通帳）記載（以下「証書記載」といいます。）の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず証書（通帳）をお差出ください。

２．（証券類の受入れ）

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、証書（通帳）と引換えに取引店で返却します。

３．（給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

４．（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書記載の利回（年３６５日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

５．（給付補填金等の計算）

（１）この積金の給付補填金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

（２）約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

② この積金を後記９．（１）により満期日前に解約する場合には、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ 上記の①、②の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。

Ａ　初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が１年未満のもの。

解約日における普通預金利率

Ｂ　初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が１年以上のもの。

約定年利回×６０％（小数点第４位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）

④ この計算の単位は１円とします。

６．（先払割引金の計算等）

（１）この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回りに準

じて満期日に計算します。

（２）先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

７．（満期日以後の利息）

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算した利息を支払います。

８．（反社会的勢力との取引拒絶）

この積金は、後記９．（３）①、②ＡからＦおよび③ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記９．（３）①、②ＡからＦおよび③ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

９．（預金の解約）

（１）この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

（２）この預金を解約するときは、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。

（３）前記（２）のほか、次の①、②および③の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切であると判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。

① 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ　暴力団

Ｂ　暴力団員

Ｃ　暴力団準構成員または暴力団周辺者

Ｄ　暴力団関係企業

Ｅ　総会屋等、エセ右翼、エセ同和等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等

Ｆ　その他ＡからＥに準ずる者

③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

Ａ　暴力的な要求行為

Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ　その他ＡからＤに準ずる行為

（４）前記（３）によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、所定の受取欄（当金庫所

定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

10.（届出事項の変更、証書・通帳の再発行等）

（１）証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）証書（通帳）または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書（通帳）の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

（３）証書（通帳）を再発行する場合には、当金庫店頭に表示する手数料をいただきます。

11.（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助･保佐･後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

（３）すでに補助･保佐･後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記（１）および（２）と同様に、直ちに書面によって届出てください。

（４）前記（１）から（３）の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

（５）前記（１）から（４）の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12.（印鑑照合等）

証書（通帳）、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13.（譲渡、質入れの禁止）

（１）この積金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

14.（保険事故発生時における積金契約者からの相殺）

（１）この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生

じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）前記（１）により相殺する場合には、つぎの手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、証書（通帳）は所定欄および当金庫所定の払戻請求書に届出印により記名押印して通知と同時に当金庫にこの証書（通帳）とともに提出してください。

② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 上記②の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 上記②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保･保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）前記（１）により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

① この積金の利息相当額の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）前記（１）により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）前記（１）により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15.（規定の変更）

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前記（１）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上